

八幡市養育費確保支援事業補助金

養育費確保のための事業を始めました。

八幡市では、こどもの健やかな成長に不可欠な経済的基盤となる養育費の取り決めを促進し、継続した養育費の履行確保を図るための支援をしています。

補助対象経費

①公正証書作成経費

養育費の取決めに要する経費のうち、公証人手数料
上限：4万3千円

②養育費保証契約締結経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、
初回分の保証料として本人が負担するもの
上限：5万円

③養育費請求調停及び強制執行申立経費

養育費請求調停申立て及び未払の養育費に係る強制執行申立てに
要する費用のうち、弁護士への着手金及び実費

③－1 着手金上限：10万円

③－2 実費上限：5万円

申請方法など

申請方法など、補助金の詳細については裏面をご確認のうえ、
下記窓口までお問合せください。

申請・お問合せはこちら

八幡市役所 家庭支援課（市役所3階32番窓口）
TEL:075-983-1112